個人情報保護委員会事務局からの回答について

①健診結果の利用目的外の研究利用について

Q2-15 において、医療機関等が「以前治療を行った患者の臨床症例」を利用目的外の観察研究のために利用することについて、公衆衛生の向上に特に資するものであるとの解釈が示されているが、人間ドック等の健診結果についても同様の解釈が可能か。

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができませんが、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、健診を通じて取得した個人情報についても、当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことが許容されます（法第 18 条第３項第３号）。

Q2－15 においては、「以前治療を行った患者の臨床症例」における場合について言及をしておりますが、一般論として、健診を通じて取得したデータに関しても Q2-15 で述べていることがあてはまるのであれば、18 条 3 項 3 号に該当すると解されます。なお、18 条 3 項 3 号に該当するかは具体的な状況を基にご判断いただく必要がありますので、個別具体の状況に照らして、ご判断ください。

②健診結果の研究目的での他医療機関への提供について

Q7-24 において、医療機関等が「以前治療を行った患者の臨床症例」を観察研究のために他の医療機関等に提供することについて、公衆衛生の向上に特に資するものであるとの解釈が示されているが、人間ドック等の健診結果についても同様の解釈が可能か。

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりませんが、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者へ提供することが許容されています（法第 27 条第１項第３号）。

Q7－24 においては、「以前治療を行った患者の臨床症例」について言及をしておりますが、一般論として、人間ドック等の健診結果に関してもＱ7-24 で述べていることがあてはまるのであれば、27 条 1 項 3 号に該当すると解されます。なお、27 条 1 項 3 号に該当するかは具体的な状況を基にご判断いただく必要がありますので、個別具体の状況に照らして、ご判断ください。

なお、人間ドック等の診断結果を含め、健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報を、健康増進施策の立案、保健事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合は、一般に、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合に該当し得ます。